

# 東青地区教科用図書採択協議会規約

## (名称)

第1条 この協議会は、東青地区教科用図書採択協議会（以下「協議会」という。）と称する。

## (構成)

第2条 協議会は、次の市町村の教育委員会の教育長（以下「協議会委員」という。）をもつて構成する。

青森市	東津軽郡平内町	東津軽郡外ヶ浜町
東津軽郡今別町	東津軽郡蓬田村	

## (目的)

第3条 協議会は、採択地区内の公立の義務教育諸学校において使用する教科用図書について、種目ごとに同一の教科用図書を採択するための研究協議を行うことを目的とする。

## (協議)

第4条 協議会は、前条に定める目的を達成するため、次に掲げる事項について協議し、その適正を期する。

- (1) 採択地区内の公立の義務教育諸学校で使用する教科用図書の採択についての基準の作成に関すること。
- (2) 教科用図書の研究調査に関すること。
- (3) 協議会の運営に関すること。
- (4) 教科用図書の採択に関すること。

## (組織)

第5条 協議会に、会長1名、副会長2名、監事2名を置く。

- 2 会長、副会長、監事は、協議会委員の互選によって定める。
- 3 会長は、協議会の会議の議長となり、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を行う。
- 5 監事は、協議会の会計を監査する。

## (会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 会議は、協議会委員全員の出席がなければ開くことができない。  
ただし、教育長があらかじめ代理出席を指名する。

## (専門委員及び保護者委員)

第7条 協議会に、専門委員及び保護者委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、指導主事、校長、教頭、教諭その他学校教育に専門的知識を有する者のうちから、協議会の承認を得て会長が委嘱する。
- 3 保護者委員は、採択地区的保護者のうちから協議会の承認を得て会長が委嘱する。
- 4 教科用図書の採択に直接利害関係を有する者は、専門委員及び保護者委員となることができない。
- 5 専門委員及び保護者委員は、協議会の求めに応じて意見を述べる。

(研究調査員)

第8条 協議会に、研究調査員を置くことができる。

- 2 研究調査員の数は、各種おおむね7人以内とし、校長、教頭、教諭及び指導主事等のうちから協議会の承認を得て、会長が委嘱する。
- 3 教科用図書の採択に直接利害関係を有する者は、研究調査員になることができない。
- 4 研究調査員は、協議会の求めに応じ、教科用図書の研究調査に当たる。

(事務局)

第9条 協議会の事務局は、青森市教育委員会に置く。

(経費)

第10条 協議会の運営に要する経費は、採択地区の市町村が負担する。

- 2 各市町村の負担金は、総経費の2分の1を均等割として算出した額と、同じく総経費の2分の1を人口割として算出した額の合算額とする。

(監査)

第11条 会長は、協議会の設置期間終了時に、次の書類を作成してこれを監事に提出の上、監査を受けるものとする。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支予算書
- (3) 収支決算書
- (4) 領収証綴り
- (5) 預金通帳

(情報公開)

第12条 協議会に関連する文書の開示請求があった場合、各市町村の情報公開の規則等によるものとする。

(委任)

第13条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附則

- 1 この規約は、令和5年5月26日から適用する。
- 2 協議会の設置期間は、令和5年5月26日から令和6年3月31日までとする。